第６号様式別表５の３記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　略］

３　「（法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

４　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

５　［略］

第六号様式別表五の三の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十五　掲入］

第６号様式別表５の３の２記載要領

１　この明細書は、法第72条の15第２項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の３に併せて提出すること。

２　「（法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第六号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙三十七　掲入］

第六号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の４記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　略］

３　「（法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

第６号様式別表５の３記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　同左］

［新設］

［新設］

３　［同左］

第六号様式別表五の三の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十四　掲入］

第６号様式別表５の３の２記載要領

この明細書は、法第72条の15第２項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の３に併せて提出すること。

第六号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙三十六　掲入］

第六号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の４記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　同左］

［新設］